

シルバー人材センターに対する支援を求める要望意見書

シルバー人材センター（以下、センターという。）は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減に貢献しています。

令和5（2023）年10月に、消費税において適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入される予定となっていますが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入れ税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要があります。しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はありません。

人生100年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加、健康維持に重きを置いた、生きがい就業をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいをそぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念されます。センターにとっては、新たな税負担はまさに運営上の死活問題であります。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないセンターの会員の手取り額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となるための措置として、インボイスによらずに一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入れ税額控除が認められる等の取扱いを講じる必要があります。

よって、国及び関係機関におかれましては、センターの会員への配分金については、インボイス制度の適用除外とする等の措置を講ずるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫小牧市議会

【提出先】 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長